

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

旭川市立広陵中学校 令和5年（2023年）年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？

同じクラスの友人と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、iPadのカメラで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友人の間のSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友人の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。※「継続性」「集団性」「一方的」「陰湿」「深刻度」など法の定義にはない要素を判断基準としません。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

<p>広陵中学校 いじめ防止基本方針 (概要) 全文は学校HPを 御覧ください。</p>	<p>いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。</p>
<p>広陵中学校 いじめ対策組織 の役割や活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめの相談や通報を受け付ける窓口とする。 いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりや、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。 事実関係を把握し、いじめであるか否かを判断する。 いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の対処プランを策定及び実行する。 対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する。 いじめ防止基本方針が適切に機能しているか点検や見直しを実施する。
<p>本校の いじめ防止 プログラムの活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> □4月学校いじめ防止基本方針（生徒版含む）の策定 □5月生徒版基本方針の説明・理解を深める道徳科の授業、人権教育プログラムの実施（1学年） □6月いじめ防止強調月間①、いじめアンケート調査①、ストレスチェック①、教育相談① 中連生活部6月研への参加、いじめ撲滅集会①、「生命（いのち）の安全教育」の授業 □7月いじめに関する実態調査、生活・学習 Act サミットへの参加 □10月いじめ防止強調月間②、いじめ防止の理解を深める学習（11月まで継続実施） □11月いじめアンケート②、ストレスチェック②、教育相談② □12月いじめ未然防止の理解を深める道徳科の授業（参加日公開）、いじめ撲滅集会②、児童生徒の条例に関する学習、中連生活部12月研への参加 □2月いじめアンケート③、ストレスチェック③、教育相談③ □3月学校いじめ対策組織会議（各取組の点検・評価・改善・見直し） <p>※対策組織会議を毎週開催し、積極的にいじめの認知を行い、解消に向けて組織的に対応します。</p>

不明な点やいじめに関することについて、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮なくしてください。また、「いじめ対策組織」にも相談窓口を設置しています。

令和5年度の広陵中学校のいじめ対策組織相談窓口は、教頭（中山）です。

連絡先 0166-57-7330（学校代表電話）

校外の相談窓口について

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話） （メール）	0120-3882-56 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
旭川市子ども総合相談センター（代表電話） （子どもホットライン）	0166-26-5500 0120-528506	月・金 8:45～20:00 火・水・金 8:45～17:15
子どもの人権110番（旭川地方法務局）	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
少年相談110番（北海道警察本部）	0120-677-110	月～金 8:45～17:30



子ども相談支援センターイメージキャラクター

旭川市のホームページで、いじめの防止等のための対策の内容などを記載した「旭川市いじめ防止基本方針」を確認できます。

<https://onl.tw/6XqT79C>

